府 分 推 第 40 号 令和4年5月13日

各府省地方分権担当局長 殿

内閣府地方分権改革推進室長 (公 印 省 略)

計画策定等における見直しの検討状況について(照会)

平素より、地方分権改革の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

計画策定等につきましては、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)において、「地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う」とされたことから、令和4年の地方分権改革に関する提案募集における重点募集テーマに設定し、本年3月1日より提案の募集を開始するとともに、「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(依頼)」(令和4年3月1日付府分推第30号)において、各府省における計画策定等に関する見直しを御検討いただくよう依頼したところです。

今後、地方分権改革有識者会議等において令和4年の対応方針に関する検討を進める上で、現時点における各府省の検討状況を把握する必要があることから、下記により御回答いただきますようお願いいたします。

なお、いただいた回答につきましては、とりまとめの上、地方からの提案内容とあわせて地方分権改革有識者会議の次回会合(7月初旬を予定)に報告予定です。

記

1. 調査内容

計画策定等における見直しの検討状況(令和4年6月1日現在)

2. 調査要領

留意事項(別添1)及び調査要領(別添2)を参照の上、調査様式(別添3)に回答ください。

3. 提出期限等

令和4年6月13日(月)17:00 までに、以下の連絡先まで電子データを送付ください。 (紙面の提出は必要ありません。)

【担当】

細田参事官、山﨑補佐、高原主査 TEL:03-3581-2458 計画策定等における見直しの検討状況に関する調査に当たっての留意事項

- 1. 今回の調査は、計画ごとに、現時点(令和4年6月1日現在)における各府省の検討状況を伺うものです。(今後、状況の変化等があれば、随時、追加・修正等が可能です。)
- 2. 計画策定等の見直しとは、
 - ① 計画等の策定に関する義務規定、努力義務規定、できる規定そのものを見直す(策定義務を廃止する、努力義務化する等)
 - ② 計画等の記載事項などの内容に関する規定を見直す(義務的記載事項を削除する等)
 - ③ 計画等の策定に当たっての協議、届出や公表などの手続きに関する規定を見直す(協議を届出に変更する、公表義務を廃止する等)
 - ④ 計画等の策定に関する通知やマニュアル等を見直す (既存計画との統合等 が可能であることや、マニュアル以外の方法による策定が可能であること を周知する等)

<u>地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの見直しのすべて</u>を含みます。

- 3. 現在、計画策定等に関して、上記2のような項目について、各府省で何らかの検討を行っている場合は、分類「A」とし、そのうち法令改正を伴う可能性がある場合は「A1」、それ以外は「A2」として御回答ください。
- 4. A1及びA2として御回答があった項目については、内閣府地方分権改革推進室から別途、個別にその内容を伺う予定です。その後、各府省との調整が整った項目について、地方六団体等の意見を聴取した上で、次々回の地方分権改革有識者会議(9月中旬を予定)への報告を予定しています。
- 5. 上記4のうち成案が得られたものについては、他の提案に基づく項目等と合わせて、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」として決定する 予定です。
- 6. 分類「B」及び「C」のうち、地方から現在募集中(6月1日締め切り)の 提案があったものについては、他の提案と同様のスケジュールで、改めて検 計要請させていただきます。

調査要領

調査票①法律に計画等の根拠があるもの」及び「調査票②政省令及び通知・マニュアル等により計画等の策定を要請しているもの」に回答をお願いします。

※地方公共団体又はその機関が策定する計画等(策定が義務のものに限らず、努力義務やできる規定のものを含む)を対象としています。

(計画等には、計画、方針、指針、構想等を含みます。

< 「調査票①法律に計画等の根拠があるもの」について>

1:A列~E列について、当室において法律に規定されている計画等を記載しておりますので、記載情報を確認いただき、誤りがあれば修正をお願いいたします。 ※修正箇所についてはセルを黄色で塗りつぶしていただくようお願いいたします

※リストから抜けている計画等がございましたら、行挿入の上追記いただけますと幸いです。その場合についてもセルの黄色塗りつぶしをお願いします。

:F列について、以下の分類に基づき、計画等の見直し状況を選択ください。

法令改正を伴うもの A1:地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもののうち、 通知等の改正によるもの A2:地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもののうち、

B: 見直しの要否を含め検討中であるもの

C:見直しを予定していないもの

3:G列については、具体の見直しの方向性を記載いただく等、必要に応じて記入いただければ幸いです。

:共管府省間の調整は不要です。回答をいただいた後、特に確認が必要と考えるものに限り、当室から別途問い合わせ等させていただきます。 4

<「調査票②政省令及び通知・マニュアル等により計画等の策定を要請しているもの」について>

1: A列~E列について、地方公共団体に対し策定を要請している所管計画等を可能な限り記載いただくようお願いします。

※予算要綱上策定を求めているような計画等を含みます。

: F列について、以下の分類に基づき、計画等の見直し状況を選択ください。

A1:地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもののうち、法令改正を伴うもの

通知等の改正によるもの A2:地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から何らかの見直しについて検討を行っているもののうち、

3:見直しの要否を含め検討中であるもの

C:見直しを予定していないもの

: G列については、具体の見直しの方向性を記載いただく等、必要に応じて記入いただければ幸いです。 $^{\circ}$:共管府省間の調整は不要です。回答をいただいた後、特に確認が必要と考えるものに限り、当室から別途問い合わせ等させていただきます。 4

計画策定等の見直しの検討にあたってのチェックシート

- 1 計画等の策定そのものに関する規定について
 - ① 策定そのもの(義務、努力義務、できる規定等を問わず)を廃止できないか
 - ② 策定義務を、努力義務やできる規定に緩和できないか
 - ③ 策定を求める対象となる地方公共団体を限定できないか(例:「市町村」を「政令指定都市」に限定する)
- 2 計画等の記載事項に関する規定について
 - ① 記載事項に関する規定を廃止できないか
 - ② 記載事項に関する規定を簡素化(一部削除)できないか
- 3 計画等の策定の手続きに関する規定について
 - ① 国や都道府県への同意付き協議、協議、届出等を廃止あるいは緩和できないか(例:協議→届出)
 - ② 審議会における意見聴取など計画の策定にあたっての手続規定を廃止あるいは緩和できないか
 - ③ 公報による公表手続など策定後の手続規定を廃止あるいは緩和できないか
 - ④ 義務的な計画期間の設定を弾力化できないか
- 4 地方公共団体独自の計画等や他の法令に基づく計画等との統合について
 - ① 他の計画等との統合が可能であることを明らかにできないか
 - ② ①について、地方公共団体に周知できないか
- 5 その他

計画策定等に関する通知やマニュアルを地方公共団体の負担軽減の観点から、簡素化できないか

府 分 推 第 30 号 令 和 4 年 3 月 1 日

各府省地方分権担当局長 殿

内閣府地方分権改革推進室長 (公 印 省 略)

計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(依頼)

平素より、地方分権改革の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、計画策定等については、法律に規定される計画等の策定に関する条項数が 10 年間で約1.5 倍に増加しており、地方公共団体においては、計画策定等に係る負担がさらに重くなっている状況です。

令和3年地方からの提案募集では、「計画策定等」を重点募集テーマに設定し、地方分権改革有識者会議等における検討を経て、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)において、地方からの提案について一定の結論を得た上で、「地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う」とされたところです。

これを踏まえ、昨日開催された第48回地方分権改革有識者会議において、「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(別添参考資料1)が了承されるとともに、「令和4年の提案募集の方針について」(別添参考資料2)が決定され、本日付けで別紙のとおり「提案の視点の例」を示し、「計画策定等」について地方からの提案を重点的に募集することとなりました。

あわせて、地方分権改革有識者会議においては、「内閣府においては、各府省に対し、それぞれが所管する計画等に関して、地方の自主性・自立性を高める観点から、視点に沿った同様の見直しを要請すべき」とされたことから、各府省におかれても、計画策定等に関する見直しを御検討いただきますようお願いいたします。

今後、各府省における検討状況について別途調査を予定しておりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

【担当】

細田参事官、山﨑補佐、高原主査 TEL:03-3581-2458

令和4年地方分権改革に関する提案募集における 重点募集テーマ「計画策定等」に係る提案の視点の例

<重点募集テーマ「計画策定等」>

地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し

<提案の視点の例>

- (1) 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの
 - (ア)国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
 - (イ)実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
 - (ウ)地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
 - (エ)政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
 - (オ)計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの
- ② 計画等の内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
 - (ア)義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載 事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
 - (イ) 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・ 弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
 - (ウ)義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化 し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
 - (エ)義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)
 - (オ)地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの
 - (カ)他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

<留意点>

- 上記「提案の視点の例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付ける。
- 法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対して策定を求めている全ての計画等 を対象とする。